

販売行為を伴うテストマーケティング実施について

1. 原則

- ・ テストマーケティングのうち、「販売行為」を含むものについては、事前に計画概要を提出いただき、その妥当性を JICA が確認したものに限り、実施が可能です。なお、実証・調査を目的としない収入を発生せしめる活動は、本支援事業の調査内容として認められません。
- ・ 調査の一環でテストマーケティング等の試行的な販売活動やその他提案法人に収入を発生せしめる活動を直接または第三者に委託することによって実施し、売り上げが生じた場合、その売上は、原則、採択企業に帰属することとなります。

2. 実施に際しての考え方

- ・ テストマーケティングの対象国での実施主体については、当該商品の販売に際して必要な許認可を有し、納税等の義務が発生した際にも対応が可能な現地法人を想定し、当該法人に際してコンサルタント契約のもとでの再委託を行うものとします。
- ・ テストマーケティングに際しては JICA コンサルタントの再委託先企業との関係で試験販売委託を行うこととなりますが、同契約の中には2種類の業務が発生します。①調査の役務と②販売委託業務（商品納入・販売代行・代金受領等）です。
 - ①調査の役務：JICA コンサルタントから再委託先に対して試験販売の手法検討・結果に基づく分析等にかかる調査に関する役務の提供を委託するもので、定められた金額での支払いを行います。
 - ②販売委託：採択企業が再委託先に自社が有する商品・サービスを提供し、販売された商品・サービスの代金を受領する販売委託を行うものです（ただし、当該販売委託にかかる諸手数料は、①とあわせて JICA コンサルタントによる再委託としての経費に含みます）。再委託先ないし採択企業は自社が有する商品・サービスの試験販売にともない発生した収入に対する適切な納税の義務を負います。再委託元である JICA コンサルタントと再委託先、また委託販売元としての採択企業の三者が介在するため、その権利・義務関係の三者間での整理を含む契約書を取り交わします。

種別	調査の役務	販売委託業務
管理主体	JICA コンサルタント	JICA コンサルタント
業務内容	・ 試験販売にかかる手法検討や結果の集約と分析といった一連の調査業務 ・ コンサルタントから現地企業への再委託契約により実施する想定。 ・ 再委託先企業は業務実施に際し、契約で定められた金額を受け取る。	・ 採択企業による商品・サービスの提供を踏まえた販売代行・料金徴収（ただし、販売委託にかかる諸手数料は、販売委託元である採択企業にかわり JICA 支援対象として負担） ・ 採択企業は商品提供を行い、販売代行の結果得られた売上は企業に帰属。再委託先及び採択企業は必要な納税措置等を行う。

3. 実施要領

- （１）採択企業はテストマーケティング実施に関する計画内容を JICA コンサルタントと相談し、JICA コンサルタントは（２）に記載の情報を打合簿別紙「販売行為を伴うテストマーケティングの概要について」に記載し打合簿案を作成、JICA が同内容を妥当と認める場合は打合簿を締結します。
- （２）打合簿別紙「販売行為を伴うテストマーケティングの概要について」には、以下の情報を記載ください。
 - ① テストマーケティング概要：調査内容、商品・サービスの内容・数量、想定顧客、商品が売れ残った場合の帰属先や処分方法等。
 - ② 法的整理：対象国のどのような法律に基づきテストマーケティング実施が可能か、企業に帰属した売り上げに関する当該国における税務上の取り扱い及び同取り扱いの妥当性に関する根拠資料等。
 - ③ 関係者役割分担：JICA コンサルタント、採択企業、再委託先企業の役割分担。納税主体、商品・サービスの納付方法・納付先等も含む。
 - ④ 支払い/送金条件：JICA コンサルタントから再委託先企業への支払い条件、再委託先から採択企業への送金金額算出方法・送金方法
 - ⑤ 再委託先選定基準
- （３）打合簿締結後、JICA コンサルタントは適正な再委託先選定手続きの上で、再委託先を決定し、JICA コンサルタント、採択企業、再委託先の３者で契約書を締結し、JICA に報告いただきます。契約書作成に際してはコンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドラインを参照ください。当該内容とすることを求めているものではなく、必要な記載事項を含む

参考資料と理解ください。

以上